

取材考記

朝日新聞 R4.3.27刊

編集委員 堀江 俊村

水道老朽管 民営化では解決遠く

大原市は「緊急」、宮城県は除外してスタート

水道の「耐震化」をめぐり、東海地方では大原市が先陣を切っている。大原市は、人口減少・節水等による有収量の減少、設備の老朽化の進行、耐震化の遅れ、水道職員数の減少、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備え不足、約1/3の水道事業者で原価割れで給水、→ 計画的な更新のための資金の確保ができていない

大原市は「緊急」、宮城県は除外してスタート

水道の「耐震化」をめぐり、東海地方では大原市が先陣を切っている。大原市は、人口減少・節水等による有収量の減少、設備の老朽化の進行、耐震化の遅れ、水道職員数の減少、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備え不足、約1/3の水道事業者で原価割れで給水、→ 計画的な更新のための資金の確保ができていない

1. 日本の水道の問題点

- 人口減少・節水等による有収量の減少
- 設備の老朽化の進行
- 耐震化の遅れ
- 水道職員数の減少
- 多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱
- 計画的な更新のための備え不足

約1/3の水道事業者で原価割れで給水

→ 計画的な更新のための資金の確保ができていない

1

2

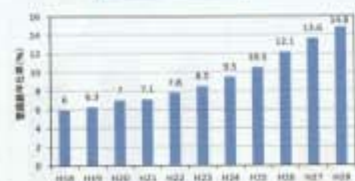
管路の経年化の現状と課題

水道管路は、高度経済成長期に整備された施設が更新が十分に進んでおらず、管路経年化率(法定耐用年数(40年)を超過した管路の比率)は、今後も上昇すると見込まれる。

管路経年化率(%)

法定耐用年数を超過した管路比率 × 100

近年、経年化率が上昇



管路更新率(%)

更新された管路比率 × 100

近年、更新率が低下し、近年は横ばい



CH28年度の管路更新率(1.74%)から単純に計算すると、全ての管路を更新するのに120年以上も要することとなる。

(出典)水道統計

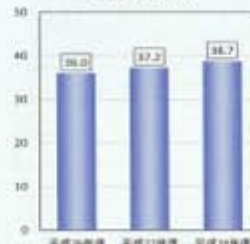
3

水道施設における耐震化の状況(平成28年度末)

基幹管路

- 平成27年度から1.5ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。

耐震適合率(%)



浄水施設

- 処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況。

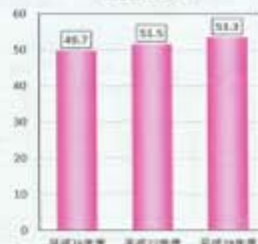
耐震化率(%)



配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。

耐震化率(%)



(出典)平成28年12月厚生労働省水道課調べ

4

水道事業の職員数

- ▶ 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて3割程度減少しており、特に小規模事業では職員数が著しく少ない。
- ▶ 今後は、経営基盤、技術基盤の強化のため、近隣水道事業との広域化や官民の連携などにより水道事業を支える体制を構築する必要がある。

水道事業における職員数の推移

職員数の減少
水運事業の職員数は約30年前に比べて約3割減少



水道事業における職員数の規模別分布

小規模事業の職員が少ない
総人口1万人未満の小規模事業は、平均3人の職員で水道事業を運営している

[illegible]

① 総人口は、人口統計の範囲にある事業の平均
 ② 最多、最少は人口統計の範囲にある事業の最多、最少の数を計
 ③ 範囲外の4事業計
 ④ 典、水産統計(424)

水道事業の経営状況

- 小規模な水道事業体ほど経営基盤が脆弱で、給水原価が供給単価を上回っている(＝原価割れしている)。

上水道事業の料金回収率(供給単価/給水原価)



※前頁の表より人口が倍である国は、倍の人口に倍の面積である。

注：本表所列数据，除特别说明外，均为初步统计数。资料来源：作者整理。10

朝日新聞 令和4年8月16日

国のダム事業に参加しながら使った水がゼロの水道事業者



ダム名	事業者	未使用 期間	建設費負担金	年間の維持 管理費
忠別ダム	北海道旭川市	14年	92億5000万円	2700万円
	北海道東川町	14年	7億6000万円	220万円
二風谷ダム	北海道日高町	23年	1億8000万円	70万円
留萌ダム	北海道留萌市	11年	6億1000万円	390万円
長井ダム	山形県長井市	11年	7億1000万円	190万円
三春ダム	福島県本宮市	23年	1億8000万円	120万円
大町ダム	高瀬広域水道 企業団(長野県 大町市など)	35年	4億7000万円	320万円
宇奈月ダム	富山県	20年	54億3000万円	1540万円
温井ダム	広島市	19年	365億4400万円	1億1600万円
中瀬川ダム	高知県宿毛市	22年	7億円	510万円
厚狭深ダム	大分県中津市	24年	27億6000万円	1000万円

- その他、水道事業の問題点
 - ・ 全国の水道事業の施設利用率（稼働率）は、約60%
人口減少、使用料の減少と合わせて考慮すると
施設設備の縮小削減が必要 → ダウンサイジングが必要
 - ・ ダム建設に関しては、建設仮勘定にしているところがある。
減価償却費の先送りが行われている。



9

2. 水道民営化

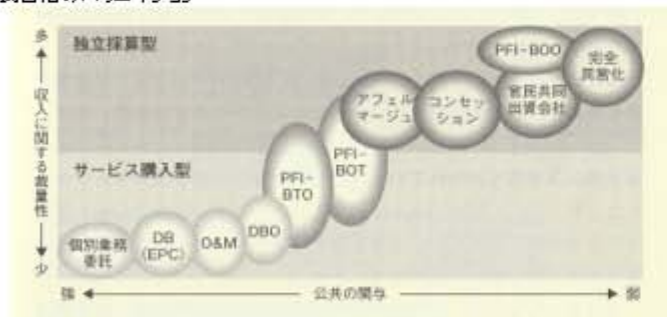
(1) 世界の水道民営化の歴史

- ・水道民営化は、1980年代「新自由主義の父」と呼ばれたシカゴ大学のミルトン・フルードマン教授から始まった。
- ・まず、南米で導入。
次に、フルードマン教授の愛弟子であるサッチャー元首相がイギリスに導入
- ・90年代に世界銀行や IMF 等の国際金融機関が水道民営化を債務国への融資条件に入れ、その波は、北米から欧州諸国、南米、アジア、アフリカへと先進諸国と途上国の両方に拡大していった。

10

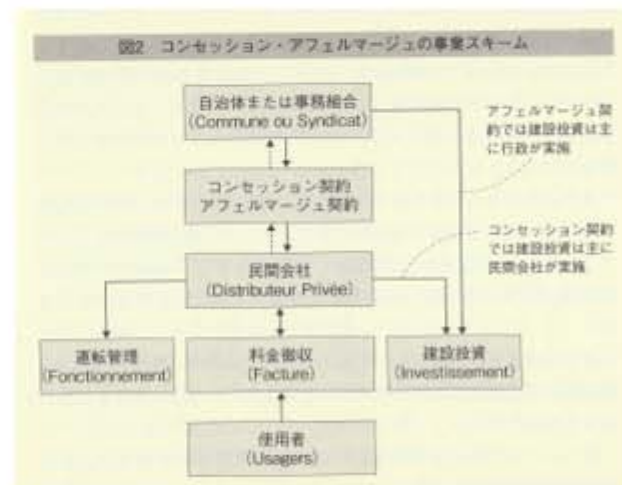
(2) 水道民営化の形態

民営化のバリエーション



DB: Design-Build O & M: Operation & Maintenance PFI: 民間資本の活用
BTOとBOTは、施設的设计・建設と管理運営を一体で民間に発注するもの
ただし、BTOは、いったん建設した施設の所有権を公共側に移転する
BOTは、民間が作った施設の公共機関への譲渡を行わない。(民間が保持 又は 契約終了後に撤去)

11



12

(3)世界の水道民営化の状況

① 2006年時点

イギリス 100% (スコットランド、アイルランドを除く)
フランス 80% チリとアルゼンチン 50%以上
スペイン 60% ドイツ 20% アメリカ 15%

② 民営化の推移

- 2000年から2015年の間に世界37ヶ国235都市が、一度民営化した水道事業を再公営化している。2019年度迄に311都市が再公営化

主な理由は

水道料金の高騰 水道施設の管理運営レベルの低下(水質の悪化 等)
設備投資の不履行 公営が民間企業を管理することの難しさ
財政面の透明性の欠如

- 再公営化の波は、仏、独、米、カナダ、マレーシア、アルゼンチン 等で起こっている
- 世界の水道民営化率は2006年で 10% → 2015年 16% に拡大
- 2019年度で、民営化50%以上の国は、 仏、英、チリ、チェコ、アルメニア

③ フランスの民営化の状況

- 水道の法的な給水責任は、基礎自治体有することになっている
- 民間活用(コンセッション方式等)は、100年以上前から行われており、2009年度から2015年においては、ほぼ同水準で行われている。



図1 水道事業の運営形態の推移
(出典) Observatoire des services publics d'eau et d'assainissement, Évolution des services et de leur performance en 2015 (年報) 「フランス水道事業の現状」(2017) 水・衛生環境局 (2018)

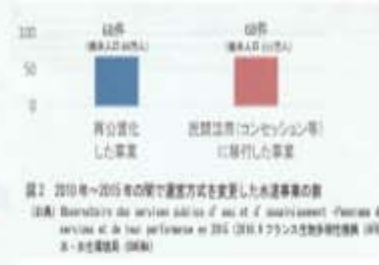


図2 2010年～2015年の間で運営方式を変更した水道事業の数
(出典) Observatoire des services publics d'eau et d'assainissement, Évolution des services et de leur performance en 2015 (2016) フランス水道事業の現状 (2017) 水・衛生環境局 (2018)

表1 給水人口上位10都市の契約更新の状況

順位	事業体名称 ^{※1}	人口 (2015年)	経営形態(2015年時点)	契約 更新年 ^{※2}	直近の契約更新・ 再公営化の状況
1	イルド・フランス水給水(SIDOF)	415万人	民間活用 コンセッション等	2011	民間活用更新
2	パリ	224万人	公営 EPC ^{※3}	2010	再公営化
3	リヨン	135万人	民間活用 コンセッション等	2015	民間活用更新
4	リール	110万人	公営 浄水 : EPC 民間活用 配水等 : コンセッション等	2016	再公営化 民間活用更新
5	マルセイユ	106万人	民間活用 コンセッション等	2014	民間活用更新
6	フランス北部南端広域水道組合	88万人	公営	—	—
7	ボルドー	72万人	民間活用 コンセッション等	2021	—
8	トゥールーズ	70万人	民間活用 コンセッション等	2020	民間活用更新(決定済)
9	ナント	64万人	公営/ 民間活用	N/A	1区域 : 再公営化 その他 : 民間活用更新
10	ヴァンダース	62万人	民間活用 コンセッション等	2015	民間活用更新

※1 市町村または広域団体による経営の形態
※2 更新された契約よりも事業が開始した年を指す。なお、再公営化の場合は民間活用更新が終了し、新たな事業が開始した年を指す。
※3 公共事業の委託先(公営)の法人であり、委託先の地方自治体(法人)に属しない。

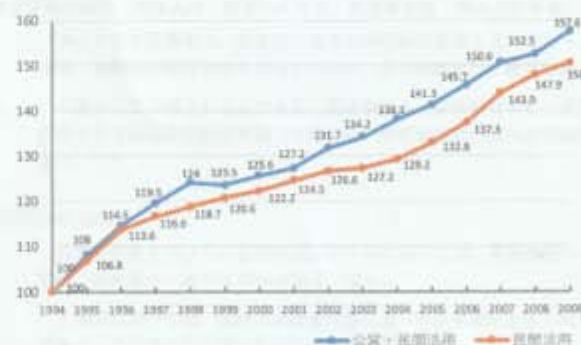


図4 公営・民間活用の上下水道料金の推移(1994年を100として数値化)
(出典) Public water supply and sanitation services in France - Economic, social and environmental data(2012) BIPE

④ ドイツの民営化の状況

- ・ドイツの水道事業は、基本的には地方公共団体の事業とされている。
その経営形態は、様々
- ・民営化は、2012年では、事業体ベースでは35% 給水量ベースでは60%



図6 水道事業の運営形態の推移
Profile of the German water sector 2015 (2016年)

⑤ 米国の民営化の状況

- ・歴史的に見ると、水道事業は民間事業者が行ってきた経緯がある。
しかし、人口増加、公衆衛生などの観点から多くの地方公共団体が
水道事業を担うこととなった。
- ・小規模な水道施設が多数存在することも特徴



図7 水道事業における運営形態（事業体数ベース）
（出典）Safe Drinking Water Federal Information System, FY2018 Inventory Data (U.S. EPA)

⑥ イギリスの水道民営化の状況

i 水道事業の概要

- ・イングランドとウェールズでは、1989年に完全民営化され、現在26の民営事業者が運営している。また、民営化後、民間水道事業者を監視する規制当局が設置された。
- ・スコットランドでは、公営の水道として成立している。
- ・北アイルランドでは、政府機関のウォーターサービスが水道事業を行っている。

ii 民間活用状況（イングランドとウェールズ）

・水道料金

民営化前の1975年から1988年までに約250%の値上がりした
（この間、小売物価指数は、約200%上昇）。

民営化後は、プライスカップ規制（物価上昇率などを考慮した上限価格の範囲内で料金が決定される）の導入等により、1989年から2015年度までは、約50%値上がりした。（この間、小売物価指数は、約120%上昇）

- ・民営化後は、汚染事故や管路漏水発生件数は、改善された、管路漏水率も改善された。

（4）世界の三大水企業（水男爵）

現在、世界の3大水企業は、水男爵と呼ばれる

仏の ヴェオリア社 と スエズ社 英の テムズ・ウォーター 社

① ヴェオリア社

- ・上下水道、廃棄物、エネルギーの3分野を柱とする。
- ・世界70ヶ国に拠点を持ち、全世界で9800万人に水道サービス
- ・6700万人に下水処理サービスを行っている。
- ・2019年のグループ連結売上高は、271億ユーロ（約3兆200億円）
- 従業員 約18万人

* 水部門 41% 廃棄物部門 37% エネルギー部門 22%

- ・日本にも進出しており

西原環境（エンジニアリング）、ジエネット（料金徴収、顧客サービス）、フジ地中情報（漏水管理・料金徴収）などを傘下に収め、上下水道や廃棄物処理の業務を行っている。

2019年度は、69ヶ所の浄水場運転、80ヶ所の下水道処理場運転、180自治体の料金徴収、999件の漏水調査を受注している。

② スエズ社

- ・スエズ社は、水道事業、電力事業、ガス事業を行っている。
- ・1997年にリヨン水道会社とスエズ運河会社の合併で誕生したスエズ社(全身)は、2008年にフランスガス公社と合併してGDFスエズ(現 エンギー)となった際に水道事業を切り離し、現在のスエズが担うこととなった。
- ・水道事業では、世界1億4500万人配水する世界的なリーダー。世界20ヶ国以上に拠点を持ち、2019年のグループ連結売上高は、180億ユーロ(約2兆2700億円)、約8万9千人の従業員をかかえる。
- ＊水部門55% 廃棄物部門 44%

③ テムズウォーター社

- ・テムズ・ウォーターは、1980年代、サッチャー首相の規制緩和施策の推進の一環として、ロンドンのテムズ水道局を主体として設立された水道事業会社で積極的な海外展開などを行ない、英国内では最大級の水道事業会社となった。
- ・2000年、ドイツの第2の電力会社RWEに買収される。
- ・RWEは、ガスや上下水道など公益事業への参入を図ることで、国際的なコンглоメリット(複合企業)化を目指していた。
- ・しかし、RWEは、2006年にテムズ・ウォーターをオーストラリアのケンブル・ウォーターに売却し、水道事業から撤退した。
- ＊2006年時点では、売上高6000億円、給水人口7000万人、従業員15000人
- 現在は、英国に特化しており、世界の三大水企業から脱落している。

④ その他

現在、世界の主要な水供給企業として、中国企業が進出している。

(5) 民営化のメリットと課題

① メリット

- ・企業の持つ独自の技術やノウハウの活用が可能
- ・民間ならではの効率的運用
 - 料金体系が多様化できる(夜間割引、大口割引 など)
 - 特典やキャンペーンがしやすくなる
- ・競争が行われることで、市場が活性化する
- ・民間資金の活用

② デメリット

- ・採算が取れない場合は、料金がアップ
- ・運営が適正に行われない場合は、水質悪化とサービス低下などが生じる
- ・民間企業のため、経営破綻がある
- ・自治体がコントロールできない状態も生じている。

- ＊日本の現在の水道事業は、一部の都市を除けば、需要が減り、採算が取れていない。また、技術の伝承すら難しくなっている。

3. 日本の水道民営化



水道法改正案の概要

適切な資産管理
施設の維持・修繕
施設更新の費用を含む収支
見通しの公表

義務化

努力義務

広域連携

官民連携

「コンセッション方式」の導入

水道事業の認可・施設の所有権を自治体が
持ったまま、民間に運営権を売却可能に
(通常は20年間以上)

良い点

悪い点

民間の技術や経営ノウハウを生かせる
自治体は民間から運営対価を得られ、財政負担が減る

料金高騰や水質悪化の失敗例が海外で続出
災害や経営破綻の際の給水体
制確保に懸念

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関連者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を実施し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用事供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者等に設定できる仕組みを導入する。

地方公共団体の水道事業は、計画的、効率的、経済的に実施するため、施設の所有権を地方公共団体に留め、施設の運営権を民間事業者等に設定する方式、即ちコンセッション方式(以下「コンセッション方式」という)を採用し、給水装置工事に係る給水設備工事事業者がコンセッション方式を採用する。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との連絡の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定年に更新制(5年)を導入する。

令和元年10月1日(ただし、3. ②は令和4年9月30日までは、適用しない。)

3. 官民連携の推進(第24条の4～第24条の13)

現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化のための官民連携に、一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定できることは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者に設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を適した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。

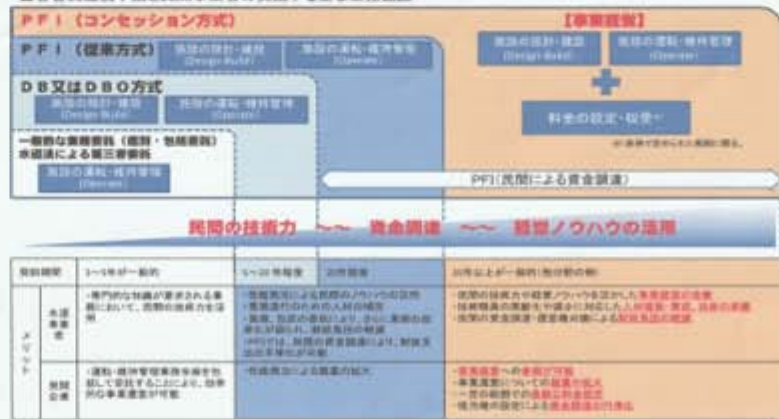
改正法

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
- 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設。(第24条の4)
- 具体的には、地方公共団体がPFI法に基づく議決承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。(第24条の4)

※ 運営権が設定された民間事業者(運営事業者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
・ 運営事業者は、指定された運営権の範囲で水道施設を運営、利用料金を徴収する。
・ 地方公共団体は、運営事業者が指定する水道施設の利用料金の徴収等事業に準じて定める。
・ 地方公共団体は、運営事業者の監督・監視を行う。

水道事業における官民連携手法とメリット

■ 各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲



コンセッション方式の導入に伴う懸念への対応について

- 安全な水を将来にわたり供給し続けるためには、水道事業の基盤強化が喫緊の課題
- 官民連携は基盤強化の一つの有効な手段であり、コンセッション方式の導入は官民連携の一形態として市町村の選択権を確保するもの(要請)に導入するかどうかは、市町村の判断
- 現在の水道法の下でもコンセッション方式の導入は可能だが、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要となる。そのため、市町村の認可を強化し、市町村の最終責任の下で、サービスを維持・運営することが可能となるよう、水道法を改正。

1. 認可の廃止の下、市町村が判断 **PPF1法** ※平成30年8月のPF1法改正でも変更なし
 ・コンセッション方式を採用するかどうかやその内容については、PF1法に基づき市町村が**条例で定める**とともに、運営権の設定に当たり、**議会の議決**が必要。

・コンセッション事業者の利用料金については、市町村が、PF1法に基づき**料金の範囲**等を事前に**条例で定める**ため、無制限に課金し得ることはない。

2. 認可権者(厚労大臣等)・市町村の関与 **水道法改正** **PPF1法**
 ・コンセッション事業者に対する運営権の設定にあたり、厚労大臣等の許可を受けなければならない。
 ・コンセッション事業者に対し、コンセッション契約後も市町村が**適切なモニタリング**を行うとともに、厚労大臣等も**監視・監督**を行うことで、常に適切な事業運営を確保。

3. 水道事業の最終責任者はあくまで市町村 **水道法改正**
 ・水道事業の認可はあくまで市町村が受けることとし、水道事業の**最終責任**は市町村が担うことを堅持。
 ・災害時など非常時の役割分担についても、厚労大臣等が確認した上で許可。

3

水道施設運営権者に対する関与の仕組み

事業計画の確実性・合理性

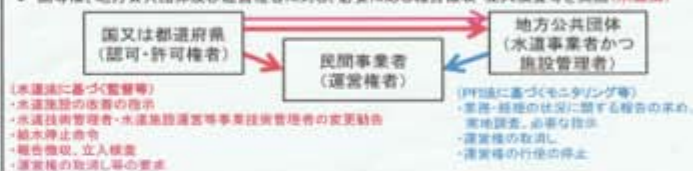
- 地方公共団体は、実施方針や要求水準書を作成し、それらを満たす提案をした民間事業者を選定
- 国等は、事業計画の確実性・合理性を審査した上で許可(水道法)

料金の設定

- 地方公共団体は、水道施設の利用料金の範囲等を条例で規定(PF1法)
- 運営権者は、条例の範囲内で利用料金を設定(PF1法)
- 国等は、原価を適切に算定して利用料金を設定しているか審査した上で許可(水道法)

モニタリング

- 地方公共団体は、運営権者に対し業務・経理の状況のモニタリング等を実施(PF1法)
- 国等は、地方公共団体のモニタリング体制を確認した上で許可(水道法)
- 国等は、地方公共団体及び運営権者に対し、必要に応じ報告徴収・立入検査等を実施(水道法)



4

29

30

海外における水道事業の再公営化事例を踏まえた対応策

事例	水道法改正等における対応策
1 水質の悪化など、管理運営レベルの低下 パリ、アトランド、ベルリン、フュルツェン、インディアナポリス、ダラス、サンフランシスコ	地方自治体が、PF1法に基づき、「実施方針」と、民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容、管理・運営レベルを明確に定める。さらに、今回の法改正により、厚生労働大臣はその内容を確認した上で、許可する仕組みとしている。
2 水道料金の高騰 パリ、ベルリン、インディアナポリス、ダラス、サンフランシスコ	まずは、地方自治体は、PF1法に基づき、条例で料金の枠組み(上限)をあらかじめ決定する。民間事業者は、その範囲内でしか料金設定ができない。これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可する仕組みとしている。
3 民間事業者に対する監視・モニタリング体制の整備 パリ 等	まずは、地方自治体は、PF1法に基づき、民間事業者の業務内容や経営状況について定期的にモニタリングを行い、早期に問題を指摘し、改善を要求する。これに加え、今回の法改正に基づき、厚生労働大臣が地方自治体のモニタリング体制が適切かを確認した上で許可するとともに、厚生労働省が直接、報告徴収・立入検査を行う。

5

海外におけるコンセッション事業等の取組事例

地域・都市	期間	主なポイント
1 リオン地域 ^{※1} (フランス)	①1997年～19年間 ②2015年～8年間	・2015年からの契約では、大規模な設備投資による設備更新の抑制などにより、水道料金を約20%削減
2 ルーヴリエ地域 ^{※2} (フランス)	①1995年～20年間 ②2015年～12年間	・2015年からの契約では、新たに石炭除去設備を建設し、水道水質が向上。これに伴い、管路が腐食を防止し、将来の設備投資費用を抑制。その他、売込方法の改善等により、水道料金を約15%削減
3 カンタ地域 ^{※3} (フランス)	1993年～30年間	・ITシステムの活用により、設備稼働率の最適化、非常時対応の充実等を実施 ・コールセンターを設置するなど質の高いサービスを提供(顧客満足度調査で満点)
4 バルセロナ地域 ^{※4} (スペイン)	1997年～30年間	・監視カメラや遠隔監視を使用した新たな保守プロセスの導入等により水道水質の安全性が向上
5 マニラ市東地域 (フィリピン)	1997年～25年間	・契約から10年経過後に水道事業率が4.9%～9.4%に上昇 ・契約から10年経過後に電気料金を5.1%～30%に引き上げ

※1 リオン市は都市圏人口約50万人、水道法改正後のPF1法に基づき、民間事業者との契約により、水道料金を約20%削減。水道法改正後のPF1法に基づき、民間事業者との契約により、水道料金を約20%削減。

※2

・民間事業者は、水道施設の改善の指示、水道技術管理者・水道施設運営等事業従事者等の変更届出、給水停止命令、報告徴収、立入検査、運営権の取消し等の要求を受ける。民間事業者は、水道施設の改善の指示、水道技術管理者・水道施設運営等事業従事者等の変更届出、給水停止命令、報告徴収、立入検査、運営権の取消し等の要求を受ける。

6

31

32

4. 最後に

- ① 現在、日本での「水道事業のコンセッション方式による民営化」は、各種団体の反対も多く、ほとんど進んでいない。宮城県が初めて導入
- ② しかし、日本の下水道事業は、水道使用量の際限なき減少に加えて、管路や施設の老朽化対策、地震対策等は猶予がない。
- ③ これらに対処する手段は、施設・設備のダウンサイジング(縮小)も一方法だが、いずれにせよ、多額の資金投入が必要となる
- ④ 資金の調達としては、水道料金の値上げ 税金の投入 民間資金の活用等が考えられるが、水道料金の値上げはあまり行われていない。
- ⑤ ただ、私の住む京田辺市では、令和2年度に下水処理料金が約50%値上げした下水道料金にすると約20%のアップとなる。
近隣の市でも昨年春20%程度の値上げを実施している。
- ⑥ 岩手県では、水道事業の広域統合とダウンサイジングが推進されている。

ペットボトルの水から水道水を